

# 島根県幸

平成26年9月16日(火)

第 2,632 号

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

次 目

## 【告 示】

身体障害者福祉法の規定による医師の指定

(障がい福祉課)

2

保安林予定森林 (3件)

(森林整備課) 2

### 【教委公告】

新島根県立図書館情報システム構築及び運用保守業務に係る提案競技の実施

(社会教育課)

# 告示

#### 島根県告示第520号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則(昭和34年島根県規則第17号)第2条の規定により告示する。

平成26年9月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		<b>-</b> 指定年月日
		名 称	所 在 地	1日足平万口
打田 裕子	耳鼻咽喉科	島根県立中央病院	出雲市姫原四丁目1番地1	平成26年8月29日
筋浦 立成	内科	公立邑智病院	邑智郡邑南町中野3848-2	平成26年8月29日
原 克典	眼科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	平成26年8月29日

#### 島根県告示第521号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。 平成26年9月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 保安林予定森林の所在場所
  松江市八雲町西岩坂2459-1、3449、3450-1
- 2 指定の目的土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第522号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。 平成26年9月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
  - 出雲市佐田町一窪田字才谷3209-3、3210、字バリ瀧3417-2
- 2 指定の目的土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐は、択伐による。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第523号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。 平成26年9月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
  - 出雲市大社町修理免字--ノ渡1527、1611-3、1611-4、1611-5、字寺山1765-1、字薬師曽根1792
- 2 指定の目的
  - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

# 教育委員会公告

新島根県立図書館情報システム構築及び運用保守業務において、契約予定者を選定するため、次により提案競技を実施する。

平成26年9月16日

島根県教育委員会教育長 藤 原 孝 行

- 1 提案競技に付する事項
  - (1) 名称

新島根県立図書館情報システム構築及び運用保守業務

(2) 仕様

「新島根県立図書館情報システム構築及び運用保守業務に係る提案競技仕様書」 (以下「仕様書」という。) による。

- (3) 期間
  - ア 新島根県立図書館情報システム構築業務

契約の日から平成27年7月19日まで

- イ 新島根県立図書館情報システム運用保守業務 平成27年7月20日から平成33年7月19日まで
- ウ 職員に対する操作研修 平成27年6月から同年7月まで
- (4) 提案価格の上限額

合計額は、90,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。このうち、平成26年度は0円とし、平成27年度から平成33年度までは、各年度の上限金額を15,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加しようとする者は、次の(1)から(7)までの全ての要件を満たし、島根県教育委員会教育長の提案競技参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (3) 島根県税 (個人の県民税及び地方消費税を除く。) について未納の徴収金 (納期限が到来していないものを除く。) がない者であること。
- (4) 消費税及び地方消費税について未納の税額(納期限が到来していないものを除く。)がない者であること。
- (5) 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提案競技参加資格確認審査に係る提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後3年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。)でないこと。
- 3 提案競技説明に関する事項
  - (1) 提案競技説明書及び仕様書の配布期間、配布場所及び配布手続
    - ア 配布期間

平成26年9月16日 (火) から同年10月8日 (水) までの休館日を除く毎日 午前9時から午後5時まで

イ 配布場所

島根県立図書館 資料情報課(松江市内中原町52)

ウ配布手続

提案競技に必要な県の各種資料を閲覧及び受領するには、「守秘義務の遵守に関する誓約書」を提出すること。

(2) 提案競技説明会

開催しない。

- 4 提案競技参加資格確認審査に関する事項
  - (1) 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

- ア 提案競技参加資格確認申請書 1部
- イ 会社等概要書 1部

※添付資料:直近の財務諸表(決算報告書)及び現在事項全部証明書 各1部

- ウ 誓約書 1部
- エ 島根県税の未納の徴収金がない旨の証明書 1部
- オ 消費税及び地方消費税の滞納がない旨の証明書 1部
- カ 担当者届 1部
- キ 委任状 1部 (ただし、委任状が必要な場合のみ)
- (2) 提出書類の形式

提案競技説明書による。

(3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

平成26年10月8日(水)午後5時までとする。

なお、郵送の場合は、書留とし、同日午後5時までに必着のこと。

ウ 提出先

11の提案競技に関する問合せ先に同じ。

(4) 提案競技参加資格確認審査結果の通知

申請者に対し、平成26年10月17日(金)までに郵送にて通知する。

- 5 提案競技に係る質問票
  - (1) 質問は、期限までに質問票により提出すること。

なお、質問は、FAX又は電子メールにより受け付ける。

(2) 提出先

FAX 0852-22-5728

電子メール tosyokan@pref. shimane. lg. jp

(3) 提出期限

平成26年9月30日(火)午後5時までとする。

- (4) 質問に対する回答は、平成26年10月7日(火)までに、提案競技説明書受領者全員に対し、FAX又は電子メールにより通知する。
- 6 提案書等の提出

提案競技参加資格確認審査において、提案競技参加資格が認められた者は、以下により提案書等を提出すること。

- (1) 提案書等の種類及び部数
  - ア 提案書提出届 1部
  - イ 提案書 10部
  - ウ ハードウェア・ソフトウェアシステム一覧表 10部
  - エ 見積書 1部
  - オ ソフトウェア機能詳細要件回答書 10部
  - カ 図書館情報システム受注実績書 10部
- (2) 提案等の内容

提案競技説明書及び仕様書を参照すること。

(3) 提案書の形式

形式は、任意とする。ただし、用紙は、全てA4判とし、ページを付するものとする。

(4) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

#### ア 提出方法

郵送又は持参による。

#### イ 提出期限

平成26年10月27日(月)午後5時までとする。

なお、郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着のこと。

#### ウ 提出先

11の提案競技に関する問合せ先に同じ。

#### 7 提案の選定方法

- (1) 新島根県立図書館情報システム構築及び運用保守業務に係る提案競技審査委員会(以下「審査委員会」という。) において、厳正な審査を行い、契約予定者を選定する。
- (2) 評価については、あらかじめ設定した評価基準に基づき、得点を算出する。
- (3) 提出書類について、審査委員会事務局によるヒアリング及び審査委員会によるプレゼンテーション聴取を行う。
- (4) ヒアリング及びプレゼンテーション聴取の日程等については、提案競技参加者に別途通知する。
- (5) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (6) 審査委員会による審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

#### 8 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格がない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実に反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が、当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- (6) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

#### 9 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した契約予定者と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年 政令第372号)第10条第1項第1号の規定に基づき、随意契約を行う。

なお、契約予定者が契約を辞退した場合などは、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約条項

契約予定者と協議の上、定める。

#### 10 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ並びに書類の追加及び修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提案書の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。

- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにヒアリング及びプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする.
- 11 提案競技に関する問合せ先(書類提出先)

 $\mp 690 - 0873$ 

島根県松江市内中原町52 島根県立図書館 資料情報課

電話 0852-22-5725

FAX 0852-22-5728

電子メール tosyokan@pref. shimane. lg. jp

#### 12 Summary

- (1) Nature and quantity of service to be required: Update of total computer information management system for Shimane Prefectural Library (System migration, system development, hardware and software lease contract, maintenance, operative support, etc.)
- (2) Deadline for submission of proposal documents: 17:00 27 October 2014
- (3) Contact details: Shimane Prefectural Library, 52 Uchinakabara—cho, Matsue—shi, Shimane—ken, 690—0873, Japan

 $\mathtt{TEL}: 0852\!-\!22\!-\!5725$